

子育て世代包括支援センター周辺整備工事

公募型プロポーザル実施要領

江田島市福祉保健部子育て支援課

実 施 要 領

江田島市福祉保健部子育て支援課

子育て世代包括支援センター周辺整備工事に係る入札公告（令和2年12月25日付公示）に基づく公募については、関係法令等に定めるものの他、下記に定めるところによる。

記

1 事業の概要

- (1) 事業名
子育て世代包括支援センター周辺整備工事
- (2) 事業内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 発注形態
企画提案を受けたうえで、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。契約は、工事請負予定者と随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号）によるものとする。
- (4) 工期
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
（繰越予算議決後、3か月延長することは可能。）
- (5) 工事場所
江田島市子育て世代包括支援センター隣接地
（江田島市江田島町中央四丁目18656-14）
- (6) 総事業費
30,497,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度額とする。
- (7) 予定スケジュール

時 期	実 施 内 容
令和2年12月25日（金）	実施要領公表・提案書受付開始
令和3年 1月18日（月）	公募参加表明書の提出期限
令和3年 1月19日（火）	参加資格審査結果通知
令和3年 1月25日（月）	質問書提出期限
令和3年 1月28日（木）	質問書に対する回答期限
令和3年 2月 4日（木）	提案書の提出期限
令和3年 2月15日（月） 予定	審査（ヒアリングの実施）
令和3年 2月25日（木） 予定	業者の決定・審査結果の通知
令和3年 2月26日（金） 予定	業務着手
令和3年 3月31日（水）	完成（繰越予算議決後、3箇月延長することは可能）

2 応募参加資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア 応募者は、本事業への参加を希望する企業、又は、複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループとする。

イ グループでの応募者は、市の契約の相手方となる企業（以下「代表企業」という。）と当該企業から直接業務を受託する者（以下「協力企業」という。）から構成され、整備工事に当たる者と設計業務に当たる者がそれぞれ1者で構成するものとする。

なお、整備工事に当たる者が代表企業となり、事業遂行の責を負うものとする。

(2) 応募者全者に共通する参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。

イ 江田島市契約規則（平成18年規則第10号）第2条の規定に該当する者でないこと。

ウ 公告日から落札者決定までの間に、江田島市競争入札等に係る指名除外要綱（平成21年告示第77号）に基づく指名除外を受けていない者又は要綱に規定する要件に該当していない者であること。

エ 参加表明書提出日において、会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

オ 参加表明書提出日において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。

カ 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれがある者でないこと。

(3) 設計業務に当たる者の資格要件

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たす技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるものとする。

イ 管理技術者は、業務全般にわたり、技術的管理を行うものとし、平成22年度以降に完成した同種又は類似業務の設計業務経験を有する技術士法による技術士（建設部門）の資格又は、RCCM（選択部門が造園部門）の資格を有する者を配置すること。なお、同種業務とは「市等から受注した公園、緑地又は広場における新設の設計業務（増設、修正設計は対象外）」、類似業務とは「市等から受注した公園、緑地又は広場における新設以外の設計業務（増設、修正設計も対象）」をいう。

ウ 本業務の円滑な進捗を図るため、同種又は類似業務の設計業務の経験を有する技術士（建設部門）又はRCCM（造園部門）を取得した者を照査技術者として配置するものとする。

(4) 工事に当たる者の資格要件

工事に当たる者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 江田島市入札参加資格者認定名簿の「令和2年度」の「建設工事」の登録業種「土木一式工事」又は「造園工事」に登録されている業者で建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による「土木一式工事」又は「造園工事」に係る建設業の許可を受けている者。

イ 平成22年度以降に完成した同種又は類似工事の元請工事実績を有する者。なお、同種工

事とは「市等から受注した公園，緑地又は広場における新設工事（増設，補修工事は対象外）」，類似工事とは「市等から受注した公園，緑地又は広場における新設以外の工事（増設，補修工事も対象）」をいう。

なお上記アでの業種と工事实績の発注業種とは同一でなければならない。

ウ 次の要件を全て満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置すること。

（ア） 土木一式工事業又は造園工事業で選んだ業種の主任技術者の資格を有する者。

（イ） 過去に，主任技術者等として，同種又は類似工事に従事した実績を有する者。

エ 当該事業の告示から技術提案書提出日までの間のいずれの日においても，建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者。

（5） 応募者の構成についての遵守事項

ア 代表企業，協力企業のいずれかが，他の応募者の代表企業，協力企業となることは認めない。

イ 代表企業，協力企業のいずれかと，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は，それぞれ他の応募者の代表企業，協力企業になることはできない。

3 参加表明書の提出

（1） 提出期間

令和2年12月28日（月）から令和3年1月18日（月）17時00分まで
※土曜日，日曜日及び祝日を除く。9時00分から17時00分までとする。

（2） 提出場所

〒737-2122 広島県江田島市江田島町中央四丁目18番28号
江田島市福祉保健部子育て支援課（江田島市子育て世代包括支援センター内）
参加表明書の提出は郵送または持参によるものとする（郵送の場合は上記期限までに必着のこと。）。

（3） 提出書類

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 委任状（様式1-2）

4 質問書の受付及び回答

（1） 受付期間

令和2年12月28日（月）から令和3年1月25日（月）17時00分まで（必着）
※土曜日，日曜日及び祝日を除く。9時00分から17時00分までとする。

（2） 質問方法

公募の内容に関する質問は，「質問書」（様式2）によるものとし，電子メールで受け付ける。

（3） 提出先

江田島市福祉保健部子育て支援課
E-mail:kosodate@city.etajima.hiroshima.jp

（4） 回答方法

質問に対する回答は、令和3年1月28日（木）までを期限として、随時ホームページ上に開示するものとする。

5 参加資格者の確認

参加表明書を提出した者については、事業担当課において「2 応募参加資格」の審査を行う。参加表明書の資格要件を満たしている者には、参加資格の審査結果を書面で応募者の代表企業に通知する。

(1) 通知予定日

令和3年1月19日（火）

(2) 通知の方法

参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールにて連絡後、通知書を郵送する。

6 提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知日から令和3年2月4日（木）17時00分まで

(2) 提出場所

〒737-2122 広島県江田島市江田島町中央四丁目18番28号

江田島市福祉保健部子育て支援課（江田島市子育て世代包括支援センター内）

提案書等書類の提出は郵送又は持参によるものとする（郵送の場合は上記期限までに必着のこと）。

(3) 提案書

ア 配置予定技術者届出書（様式3）

イ 設計業務実績調書（様式4）

（ア）添付書類の業務実績調書はテクリス又は契約書の写しを添付すること。

（イ）業務経験は、受注業者の管理技術者としての経験を有すること。

ウ 工事实績調書（様式5）

（ア）添付書類の工事实績調書はコリンズ又は契約書の写しを添付すること。

（イ）工事経験は、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。

エ 企画提案書（様式6）

オ 説明資料（様式7）

（ア）全体コンセプト

全体完成予想イラスト 1枚（A3判横）

全体配置のイメージ図 1枚（A3判横）

（イ）施設の機能性

（ウ）維持管理性

（エ）地域貢献

※（ア）～（エ）を4枚以内で作成すること（イラスト・イメージ図は枚数に含めない）。

※用紙はA4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上とすること。

※提案に当たり、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3版にて提案書

に折り込むこと。

- ※ 資料作成に当たり、必要に応じてイメージ図等を効果的に活用し、分かり易い資料作成に努めること。
- ※ 説明資料のカラー及びモノクロの別は問わないが、モノクロのコピーを行った場合でも内容が鮮明になるよう工夫を行うこと。
- ※ 説明資料は、紙媒体で提出すること。
- ※ 説明資料は左上の1箇所をホッチキス止めて提出すること。
- ※ 説明資料に不備がある場合、受理できないことがあるので注意すること。

カ 工程計画書（任意様式）

設計、工事の業務別に完了までの作業工程計画書を作成すること。

キ 総事業費（様式8）

(4) 提出部数

- ア 提案書（ア～キまでを左側で綴ったもの）正本1部
- イ 説明資料（様式7）副本10部
- ウ 副本は審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できる記載及び押印は一切行わないこと。
- エ 印刷は全て片面印刷とすること。

(5) 留意事項

- ア 事業費は30,497,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度額とし、総事業費(様式8)には、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額の千円単位(税抜き金額)を記載すること。
- イ 応募者は、1つの案を提案すること。
- ウ 提案書を評価する者が、特段の専門的な知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- エ 応募者は、提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにすること。)
- オ 落札後、設計施工に当たって、配置予定技術者届出書に記載した配置予定技術者及び設計技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の真にやむを得ない場合に限る。
- カ 配置予定技術者及び設計技術者は契約日時点で配置できる技術者を記入すること。なお、提出時に技術者を特定できない場合は複数の候補者(3人を限度とする)を記入することができる。この場合、技術者の評価は最低の評価点であった者を採用する。
- キ 配置予定技術者と設計技術者とは兼ねることができる。
- ク 設計技術者である管理技術者と照査技術者とは兼ねることができない。
- ケ 配置予定技術者の現場代理人と主任技術者とは兼ねることができる。
- コ 設計の管理技術者は他業務との兼務は可能である。
- サ 配置予定技術者である主任技術者の他工事との兼務は、別紙6の特記仕様書(工事)のとおり。
- シ 市から連絡が取れるよう、企画提案書(様式6)には連絡先(電話番号、FAX番号及び

- メールアドレス)を明記すること。
- ス 提案書の様式、構成及び留意事項に従った提案書でないと市が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- セ いかなる理由があっても受付期間後の提案書の差し替え及び再提出は認めない。

7 提案書の審査及び事業者の選定

(1) 審査・選定方法

プロポーザル方式受託者特定審査委員会(以下「審査委員会」という。)が次の評価基準に基づき審査を行う。審査委員会は応募者による提出書類の内容と事業内容を審査し特定者を選定する。

必要に応じて、提案書等や事業内容に関するヒアリングを実施する。

(2) 提案書に係るヒアリングの日程及び場所

令和2年2月15日(月)(予定)

時間、場所については、応募者に別途連絡の上調整する。

(3) 評価基準

「提案書を特定するための基準(別紙1)」及び「評価要領(別紙2)」のとおり

(4) 特定者の決定

審査において得点の合計が最も高い提案書を提出した者を特定者に決定する。

最高合計得点が同点の者が2者以上いた場合は、審査委員会の協議の上で決定する。

但し、最も高い提案者の得点が合計配点の半分(50点)に満たない場合は特定者として選定しない。

(5) 審査結果の通知

審査結果はすべての応募者に、書面により通知する。また、特定者は江田島市ホームページで公表する。次点者以降の応募者については非特定者とし、公表しない。

(6) 留意事項

ア 当該ヒアリングに当たり、応募者は、その提案書について説明を行うこととし、その際には、原則として管理技術者に該当する者が説明を行うものとする。

イ 当該ヒアリングの時間は、1応募者当たり30分程度(説明15分、質疑応答15分程度)を予定している。

8 参加報酬等

参加者への報酬はありません。

9 契約の締結

本プロポーザルの特定者の示した提案及び総事業費をもって建設工事請負契約を締結する。

契約締結後、総事業費の詳細な工事内訳書(業務・工事共)を子育て支援課に提出するものとする。

工事内訳書については、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとする。

「広島県工事費内訳書取扱要領」は広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

工事内訳書の様式は広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

10 失格条項

応募者が、以下の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合。
- (2) 説明資料等の作成に係る留意事項及び提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (3) 最終審査発表までに応募者の資格要件を満たさなくなったもの。
- (4) 事業費限度額を上回ったもの。
- (5) 参加表明書及び説明資料に虚偽の記載をした場合。
- (6) その他審査委員会が不適格と認める場合。

11 その他

- (1) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された提案書は、返還しない。
- (3) 提出された提案書は、審査以外の目的で無断使用しない。
- (4) 提出された提案書は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (5) 市が提供した情報や書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は応募者に帰属する。
なお、応募者が提供した図面等の著作権及びその他の知的財産権は市に留保される。また、公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (6) 本施設の品質は事業者の責任により確保するものとする。
- (7) 応募者は、江田島市契約規則、その他契約条件を承諾の上応募すること。
- (8) 応募者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (9) 設計施工一括発注方式であることから、設計に関する責任は、原則として特定者にあるため、数量等が増加しても原則、契約金額の変更は行わない。

【問い合わせ先】

江田島市福祉保健部子育て支援課 下野・中田

電 話 0823-42-2852

FAX 0823-42-3322